果実飲料	使用方法（希釈して飲用に供する果汁入り飲料に限る。）	「□倍希釈」、「□倍に薄めてお飲みください」等と表示する。				
	「加糖」の用語（果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、砂糖類又は蜂蜜を加えたものに限る。）	「加糖」と表示する。				
	「濃縮還元」の用語（果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、還元果汁を使用したものに限る。）	「濃縮還元」と表示する。				
	希釈時の果汁割合（希釈して飲用に供する果汁入り飲料であって、名称に「□倍希釈時」と表示していない場合に限る。）	「□倍希釈時果汁○○％」と表示し、□には使用方法に表示した希釈倍数を、○○には名称に表示した割合を表示する。				
果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のもの	「冷凍果実飲料」の文字	「冷凍果実飲料」の文字を表示する。				
豆乳類	大豆固形分	パーセントの単位で整数値をもって単位を明記して表示する。（ただし、豆乳（大豆固形分が八パーセント以上のものに限る。）にあっては「8％以上」と、調製豆乳（大豆固形分が六パーセント以上のものに限る。）にあっては「6％以上」と、豆乳飲料（大豆固形分が四パーセント以上のものに限る。）にあっては「4％以上」（豆乳飲料であって果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が五パーセント以上のものに限る。）（大豆固形分が二パーセント以上のものにあっては、「2％以上」）と表示することができる。				
	使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。				
	名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）	別表第四の豆乳の名称の項に定める名称の用語を表示する。				
	粉末大豆たんぱくを加えた旨（粉末大豆たんぱくを加えた豆乳飲料であって、商品名に粉末大豆たんぱくを加えた旨の用語を使用していない場合に限る。）	粉末大豆たんぱくを加えた旨を表示する。				

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	別記様式一の規定による。
	表示の方法	第八条各号の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示する。 二　機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性並びに機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨は、容器包装の同一面に表示する。
機能性表示食品	様式	別記様式一の規定による。
	表示の方法	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　「冷凍原料使用」（凍結させたアスパラガスを使用したものに限る。）、「もどし豆」及び「もどし原料使用」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、JIS Z 八三〇五に定める二十ポイント（缶又は瓶の胴の面積が二百五十平方センチメートル未満のものに表示する場合にあっては、十ポイント）の活字で表示する。 二　「冷凍原料使用」（凍結させたパインアップルの果肉を使用したものに限る。）の用語は、商品名の表示されている箇所に、商品名の高さの三分の二以上の高さであって、かつ、JIS Z 八三〇五に定める二十ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 三　「固形分」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、「固形分」及び「％」の文字はJIS Z 八三〇五に定める九ポイントの活字以上、固形分を表示する数字は十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
農産物缶詰及び農産物瓶詰	名称 形状 大きさ 基部の太さ 粒の大きさ 果肉の大きさ 果粒の大きさ 内容個数 原材料名 添加物 原料原産地名 固形量 内容量 内容総量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者 備考	別記様式一の備考の規定によるほか、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、内容量、果数又は使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。